

## 坂戸市青少年健全育成推進店制度実施概要

### 1 目的

この要領は、坂戸市において青少年が心身ともに健やかに成長する上において良好な環境を守ることが極めて重要であることにかんがみ、青少年の生活環境に関わる店舗を「青少年健全育成推進店」として、青少年の健全育成に協力を求め、もって、地域の子どもを地域で守り育て、子どもが安心して暮らせる環境を確保することを目的とする。

### 2 青少年健全育成推進店の取り組み

- (1) 青少年へのあいさつ、声かけ
- (2) 深夜外出している青少年に帰宅を促す
- (3) 青少年健全育成の観点から店内環境の改善
- (4) 好ましくない行動に「温かい一声」
- (5) 必要に応じて関係機関への連絡
- (6) 埼玉県青少年健全育成条例、関係法令の遵守
- (7) 店頭や青少年・市民の方々の方々の目の付きやすい場所にステッカー貼り出し

### 3 青少年健全育成推進店の登録

本制度の趣旨目的に賛同する店舗は、推進店承諾書を提出するものとする。  
社会教育課は、推進店承諾書を受領後、台帳に登録する。

### 4 青少年健全育成推進店の登録の解除

推進店から登録の解除の申し出があったとき、又はその事業が廃業若しくは事業者の変更、又は推進店の目的に反する状況等があった場合は、登録を解除することができる。

### 5 関係各機関との連携

青少年健全育成推進店制度を推進していくため、西入間警察署、青少年育成坂戸市民会議、青少年育成推進員会議、PTA 連合会と連携し実施する。

青少年健全育成推進店のステッカー



## 青少年の健全育成関連法令、条例(要旨抜粋)

### ▼ 深夜外出の制限

- ・ 保護者は、深夜(午後 11 時から翌日の午前 4 時までの間)に青少年を外出させないように努めなければならない。
- ・ 保護者以外の者は、保護者の委託を受けず、又は承諾を得ないで、深夜に青少年を外出させてはならない。

(埼玉県青少年健全育成条例第 21 条第 1 項、第 2 項)

※埼玉県健全育成条例では、青少年は 18 歳未満の者をいう。

### ▼ 深夜営業者の青少年に対する帰宅勧奨努力義務

- ・ 深夜に営業を行う者及びその代理人、使用人、その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(埼玉県青少年健全育成条例第 21 条第 3 項)

### ▼ 青少年の深夜入場制限施設

- ・ カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェの営業を行う者は、当該営業施設に深夜において青少年を客として入場させてはならない。また、深夜における青少年の入場を禁止する旨を表示しなければならない。

(埼玉県青少年健全育成条例第 21 条の 2)

### ▼ ゲームセンターへの立ち入りの制限

- ・ 青少年のパチンコ店への立ち入りは禁止されています。
- ・ ゲームセンターへの立ち入りは、16 歳未満については午後 6 時以降、18 歳未満については午後 10 時以降禁止されています。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 22 条)

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 11 条)

### ▼ 未成年者の飲酒、喫煙の禁止

- ・ 20 歳未満の飲酒は禁止されています。また、保護者が飲酒を知ったときは制止する義務があります。
- ・ 20 歳未満の喫煙は禁止されています。また、保護者が喫煙を知ったときは制止する義務があります。

(未成年者飲酒禁止法第 1 条)(未成年者喫煙禁止法第 1 条)

### ▼ 有害図書等の陳列の制限等

- ・ 書店、古書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店、漫画喫茶等では有害図書等を陳列するときは、他の図書等と区分し、見やすい箇所に青少年の有害図書等の購入・借受け・閲覧を禁止する旨を表示しなければならない。

(埼玉県青少年健全育成条例第 11 条の 2)